

議案第59号

長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年9月2日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴い、長久手市国民健康保険条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長久手市国民健康保険条例（昭和40年長久手村条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第14条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした</u></p> <hr/> <hr/> <p>_____場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第14条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない</u>場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴い、長久手市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

2 改正の内容

所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

- (1) この条例は、令和6年12月2日から施行するものとします。
- (2) 附則第2項に、経過措置を規定するものとします。